（Ｒ６．３改訂）

氏の変更許可の申立てについて

●概要

やむを得ない事情によって、戸籍の氏を変更するには、家庭裁判所の許可が必要です。

やむを得ない事情とは、氏の変更をしないとその人の社会生活において著しい支障を来す場合をいうとされています。

なお、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭者又はその配偶者を除く。）で、外国人である父又は母の氏を称する場合にも家庭裁判所の許可が必要です。

●申立権者

□　戸籍の筆頭者及びその配偶者

□　父又は母が外国人である者（１５歳未満のときは、その法定代理人が代理します。）

●管轄（申立書を提出する裁判所）

申立人の住所地の家庭裁判所となります。

申立人の住所地が山口県内の場合の申立先は、次のとおりです。

（申立人の住所地）	（申立先）
山口市、防府市 美祢市のうち、旧美祢郡美東町・秋芳町	山口家庭裁判所（本庁） 〒753-0048　山口市駅通り１－６－１ ☎０８３－９２２－９１４８
周南市、下松市、光市	山口家庭裁判所周南支部 〒745-0071　周南市岐山通り２－５ ☎０８３４－２１－２６９８
萩市、長門市、阿武郡	山口家庭裁判所萩支部 〒758-0041　萩市江向４６９ ☎０８３８－２２－００４７
岩国市、玖珂郡 柳井市、大島郡、熊毛郡（※）	山口家庭裁判所岩国支部 〒741-0061　岩国市錦見１－１６－４５ ☎０８２７－４１－３１８１
下関市	山口家庭裁判所下関支部 〒750-0009　下関市上田中町８－２－２ ☎０８３－２２２－２８９９
宇部市（船木出張所の所轄区域を除く。）	山口家庭裁判所宇部支部 〒755-0033　宇部市琴芝町２－２－３５ ☎０８３６－２１－３１９８
山陽小野田市、美祢市（旧美祢郡美東町・秋芳町を除く。） 宇部市のうち、船木、東万倉、西万倉、奥万倉、矢矯、芦河内、今富、東吉部及び西吉部	山口家庭裁判所船木出張所 〒757-0216　宇部市大字船木１８３ ☎０８３６－６７－００３６

※申立人の住所地が、柳井市、大島郡及び熊毛郡の方は、山口家庭裁判所柳井出張所（〒742-0002　柳井市山根１０－２０、☎０８２０－２２－０２７０）に申立書を提出（持参）することもできますが、事件の審理は山口家庭裁判所岩国支部で行われます。

（Ｒ６．３改訂）

●申立てに必要な費用

□　収入印紙８００円分（申立手数料）

□　予納郵便切手（山口家庭裁判所本庁に申立てをする場合）
　　８４円を５枚、１０円を５枚

※　夫婦共同申立ての場合は、８４円を３枚、１０円を１枚追加してください。

※　山口家庭裁判所本庁以外に申立てをする場合、予納郵便切手の内訳は、申立先の家庭裁判所で確認してください。

※　収入印紙及び郵便切手は裁判所では販売していません。郵便局等で購入してください。

●添付書類

□　申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）

□　氏の変更の理由を証する資料

□　婚氏続称（離婚後も婚姻中の氏を使い続けること）や縁氏続称（養子離縁後も縁組中の氏を使い続けること）をした申立人が婚姻前の氏や養子縁組前の氏に戻る場合は、申立人の婚姻前又は養子縁組前から現在までのすべての戸籍（除籍、改正原戸籍）謄本の提出が必要です。

□　離婚や配偶者の死亡により復氏をした申立人が婚姻中の氏に戻ることを求める場合は、婚姻中の戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本の提出が必要です。

□　外国人の配偶者の氏（又は通称氏）への変更や外国人の父又は母の氏への変更の場合は、その外国人の住民票（住民票が作成されている場合）の提出が必要です。

※　結婚離婚が複数回の場合や、転籍、戸籍の改製等があった場合は、更に戸籍が必要になります。この他にも、審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※　同じ書類は１通で足ります。

□　同一戸籍内にある１５歳以上の者の同意書（筆頭者の氏が「〇〇」と変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることに同意する旨が記載され、日付、署名、押印のある書類。適宜の書式で構いません。）

●手続の内容に関する説明

Q1. 許可されたときは、どのような手続をとればよいのですか。

A1. 戸籍に記載された氏を変更するには、家庭裁判所の許可の審判が確定した後に、市区町村役場に届出をすることが必要になります。届出には、審判書謄本と確定証明書が必要になりますので、審判をした家庭裁判所に確定証明書の交付申請(Q2)をしてから、申立人の本籍地又は住所地の役場に氏の変更の届出をしてください。

Q2. 確定証明書は、どのように申請するのですか。

A2. 家庭裁判所に備付けの申請用紙がありますので、申請用紙に必要事項を記入し、１５０円分の収入印紙を貼って、審判をした家庭裁判所に申請してください。